

応召義務と医師の「働き方改革」

「応召義務と「正当な事由」の判断基準の類型的検討」
(日本医師会雑誌第145巻第8号2016.11・共著)参照

田辺総合法律事務所
弁護士 三谷 和歌子

1

応召義務: 医師法19条1項

診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2

応召義務の法的効果

- 刑事罰はない
- 行政処分の可能性あり
 - 「医師としての品位を損するような行為のあったとき」(医師法第7条)にあたるから、義務違反を反覆するが如き場合は医師免許の取消又は停止を命ずる場合もありうる(昭和30年8月12日 医収第755号長野県衛生部長あて厚生省医務局医務課長回答)
- 患者に対する損害賠償責任
 - 医師の応召義務は直接には公法上の義務であるが、患者の保護のために定められた規定であることに鑑み、医師が診療拒否によって患者に損害を与えた場合には、診療拒否に正当事由がある等の反証がない限り医師の民事責任が認められる(千葉地裁昭和61年7月25日判決ほか)
 - 診療拒否に正当事由があるかという形で争われることが多い

3

「診療に従事する医師」とは

自宅開業の医師、病院勤務の医師等公衆又は特定多数人に対して診療に従事することを明示している医師をいう

厚生省健康政策局総務課編『医療法・医師法(歯科医師法)解』第16版430頁

- 基礎医学の研究医や病気休業中の医師など実際に診療をしていない医師は除く
平野龍一・藤永幸治・佐々木史朗編『医事・薬事編(1)(注解特別刑法)』第2版55頁
- 休日・勤務時間外などのプライベートな時間？
- 診療場所以外の場所？

4

「診察治療の求があつた場合」とは

初診の場合であれ、診察中あるいは、入院中に病状の急変した場合であれ、医師に対する診察治療の求めがあつた場合はすべて含まれる。また、その方法も、医師にその意思が伝達されれば足りる。

平野龍一・藤永幸治・佐々木史朗編『医事・薬事編(1)(注解特別刑法)』第2版55頁

- ・ 診療継続中の患者については診療契約の問題であり、医師法上の応召義務は初診に限るとの見解あり

米村滋人著『医事法講義』48頁

5

診療拒否の可否

診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

原則 診療拒否はできない

例外 「正当な事由」があれば診療拒否できる



どんな場合に「正当な事由」が認められる？

6

行政解釈1(昭和24年通達)

病院診療所の診療に関する件

昭和24年9月10日医発第752号各都道府県知事あて厚生省医務局長通知

最近東京都内の某病院において、緊急収容治療を要する患者の取扱に当たり、そこに勤務する一医師が空床がないことを理由として、これが収容を拒んだために、治療が手遅れとなり、遂に本人を死亡するに至らしめたとして問題にされた例がある。(略)

記

- 一 患者に与えるべき必要にして十分な診療とは医学的にみて適正なものをいうのであって、入院を必要としないものまでをも入院させる必要のないことは勿論である。
- 二 診療に従事する医師又は歯科医師は医師法第一九条及び歯科医師法第一九条に規定してあるように、正当な事由がなければ患者からの診療の求めを拒んではならない。而して何が正当な事由であるかは、それぞれの具体的な場合において 社会通念上健全と認められる道徳的な判断によるべきであるが、今ここに一、二例をあげてみると、

7

行政解釈1(昭和24年通達)続き

- (一) 医業報酬が不払であっても直ちにこれを理由として診療を拒むことはできない。
- (二) 診療時間を制限している場合であっても、これを理由として急施を要する患者の診療を拒むことは許されない。
- (三) 特定人例えば特定の場所に勤務する人々のみの診療に従事する医師又は歯科医師であっても、緊急の治療を要する患者がある場合において、その近辺に他の診療に従事する医師又は歯科医師がいない場合には、やはり診療の求めに応じなければならない。
- (四) 天候の不良等も、事実上往診の不可能な場合を除いては「正当の事由」には該当しない。
- (五) 医師が自己の標榜する診療科名以外の診療科に属する疾病について診療を求められた場合も、患者がこれを了承する場合は一応正当の理由と認め得るが、了承しないで依然診療を求めるときは、応急の措置その他できるだけ範囲のことをしなければならない。

三 (略)

8

行政解釈2(昭和30年通達)

所謂医師の応招義務について

昭和30年7月26日 三〇医第908号 厚生省医務課長あて長野県衛生部長照会

最近県下に別紙のような事件が発生しましたが、このことについて次のとおり疑義がありますので何分の御回答を願いたく報告をかねてお伺いします。

記

- 1 別紙に掲げた各医師の不応招理由は医師法第十九条に定める正当な理由と認められるかどうか。
- 2 正当な理由と認められないときはどんな措置をとられるか。

(別紙)

医師不応招事件の概要

- ①午後10:30 状態悪化・意識不明
- ②複数の医師に往診依頼を拒否される
- ③午後11:30 心臓マヒで死亡

行政解釈2(昭和30年通達)続き

昭和30年8月12日 医収第755号長野県衛生部長あて厚生省医務局医務課長回答

昭和三十年七月二十六日三〇医第九〇八号をもって照会のあった標記の件について、左記の通り回答する。

記

- 1 医師法第十九条にいう「正当な事由」のある場合とは、医師の不在又は病气等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、患者の再三の求めにもかかわらず、単に軽度の疲労の程度をもってこれを拒絶することは、第十九条の義務違反を構成する。然しながら、以上の事実認定は慎重に行われるべきであるから、御照会の事例が正当な事由か否かについては、更に具体的な状況をみなければ、判定困難である。
- 2 医師が第十九条の義務違反を行った場合には罰則の適用はないが、医師法第七条にいう「医師としての品位を損するような行為のあったとき」にあたるから、義務違反を反覆するが如き場合において同条の規定により医師免許の取消又は停止を命ずる場合もありうる。

行政解釈3(昭和49年通達)

医師法第十九条第一項の診療に応ずる義務について
昭和49年4月16日医発第412号各都道府県知事あて厚生省医務局長通知

標記についての福岡市長からの照会(別紙1)に対し、別紙2のとおり回答したので貴職においても御了知ありたい。

(別紙1)

略

…本市に於ける内科、小児科系**休日急患診療体制が整備発足したあかつきには、休日急患診療所以外の医療機関に患者が来院し、診察治療を求めた場合、医師が在宅しているが、休日急患診療所が設置されているので休日急患診療所に行くように指示**することにより、診察治療をしないことは、前記医師法第十九条第一項の正当な理由による診察治療の拒否と解釈してよろしいか。

11

行政解釈3(昭和49年通達)

(別紙2)

昭和四十八年九月十九日付け福衛庶第八三〇号をもって照会のあった標記については、左記のとおり回答する。

記

休日夜間診療所、休日夜間当番医制などの方法により**地域における急患診療が確保され、かつ、地域住民に十分周知徹底**されているような休日夜間診療体制が敷かれている場合において、医師が来院した患者に対し休日夜間診療所、休日夜間当番院などで診療を受けるように指示することは、医師法第十九条第一項の規定に反しないものと解される。

ただし、症状が重篤である等**直ちに必要な応急の措置**を施さねば患者の生命、身体に重大な影響が及ぶおそれがある場合においては、医師は診療に応ずる義務がある。

12

「正当な事由」に関する2つの通達

- 昭和24年通達
 - 社会通念上健全と認められる道徳的な判断によるべき
- 昭和30年通達
 - 医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られる

	24年通達	30年通達
発出者	医務局長	医務局医務課長
内容	個別事案を導入に しつづ一般論	個別事案の回答の ための規範定立

13

通達の整理

昭和24年通達 ← 「正当な事由」一般論

正当な事由の判断は「それぞれの具体的な場合において社会通念上健全と認められる道徳的な判断によるべき」

昭和30年通達 ← 救急医療事案

正当な事由は「医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られる」

昭和49年通達 ← 夜間急患診療体制が確保

医師が来院した患者に対し休日夜間診療所、休日夜間当番院などで診療を受けるように指示してもかまわない。

ただし、直ちに応急の措置が必要な場合は、医師は診療に応ずる義務がある。

14

主な裁判例1 ～救急事案

名古屋地判昭和58年8月19日・判タ519号230頁	千葉地判昭和61年7月25日・判タ634号196頁	神戸地判平成4年6月30日・判タ802号196頁
入院治療の依頼を受けた際、医師が交通事故による重傷者で出血の激しい患者に対する治療に追われていた事案	気管支肺炎の患者の収容依頼に対して、小児外科のベッドが満床であり入院設備が不十分であることを理由として、受け入れなかったところ、患者が死亡した事例	両側肺挫傷・右気管支断裂の患者の収容依頼に対して、夜間宿直担当医師が他の医師の診療中、脳外科医師及び整形外科医師が宅直で不在であること等を理由として、これを拒否した事案
交通事故による重傷者で出血が激しい患者に対する治療に追われていたこと、他の専門医の診療を受けさせたほうが適切であると判断したこと等から、やむを得ざる入院診療の拒否	医師の応招義務は直接には公法上の義務であるが、患者の保護のために定められた規定であることに鑑み、医師が診療拒否によって患者に損害を与えた場合には、診療拒否に正当事由がある等の反証がない限り医師の民事責任が認められる 「正当な事由」とは、原則として医師の不在または病気等により 事実上診療が不可能 である場合を指す	医師の応招義務は直接には公法上の義務であるが、患者の保護のために定められた規定であることに鑑み、医師が診療拒否によって患者に損害を与えた場合には、診療拒否に正当事由がある等の反証がない限り医師の民事責任が認められる
義務違反否定	義務違反肯定	義務違反肯定

極めて厳格な判断

15

主な裁判例2 ～患者トラブル事案

- ・ 東京地判平成21年4月16日・ウエストロー一登載
- ・ 東京地判平成21年6月24日・ウエストロー一登載
- ・ 東京地判平成24年1月30日・ウエストロー一登載
- ・ 大阪高決平成24年9月19日・医療判例解説Vol69・14頁
- ・ 東京地判平成25年5月31日・ウエストロー一登載
- ・ 東京地判平成26年5月12日・ウエストロー一登載
- ・ 東京地判平成27年9月28日・ウエストロー一登載
- ・ 東京地判平成29年2月9日・判タ1444号246頁
- ・ 東京高判平成29年3月8日・ウエストロー一登載

等

医療機関・医師敗訴事案見当たらず

実態に沿った判断

16

「正当な事由」の解釈

社会通念による判断

通常医療

- 患者の迷惑行為
- 医療費不払

救急医療

事実上不可能に限定

- 通常医療において、医師を過重労働から解放
- 救急医療では、厳格な判断

諸外国の状況

諸外国の状況① 応召義務

未定稿

- 我が国の医師法のように、**あらゆる診療・治療の求め**に対して診療することを**義務付けるいわゆる応召義務(※)**に相当する法令は、今回の調査においては、**韓国を除き確認されなかった。**
- 他方、**緊急時の対応に関する医療機関や地方公共団体の義務についての規定が多くの国で存在している。**
外国人旅行者であることを理由にこうした義務が免除される国は、今回の調査においては確認されなかった。

※ 医師法第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

アメリカ	イギリス	ドイツ	イタリア	スウェーデン	スイス
<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的には、支払能力やその他の理由にかかわらず、法的に患者を治療する義務はない。 ● ただし、「緊急医療処置及び分娩に関する法律」により、緊急事態には、患者の国籍や支払能力の有無にかかわらず、医療機関は患者の状態を安定させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急を要する対応 (①救命、②生命の危機に陥る急速な状態悪化の防止、③深刻な後遺症の防止)については、患者の支払の意思や能力の有無に関わらず提供されなければならない場合は人権法上違法となり得るとされている。 ● 緊急の治療を理由として無料になるわけではないが、例外的に後払いが認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師と病院は、急性期の緊急を要する状態にある患者を治療する義務を負う。 ● 急性期でない症例や治療について計画可能な症例には、この義務はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関は、必要最低限の医療サービスを施す義務がある。 ● 外国人は、緊急診療所や日帰り手術等、救急病院で必要最低限の治療を受けることができる。治療を終えた際に料金を支払う必要がある。 ● また、料金を前払することで、緊急でない場合も治療を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として必要な治療を受ける権利を有するが、何が必要な治療であるかは医師等が決定する。 ● 必要な治療とは、患者が母国に帰国するまで待つことのできない治療である。通常、患者は全ての費用を支払う必要がある。 	<p>法律上、スイスに居住しない外国人が滞在中、緊急に手当てを要する場合には、滞在する州に援助義務がある。</p>

時間外労働上限規制と応召義務との衝突



時間外労働上限規制

vs

応召義務

19

時間外労働規制の例外規定(労基法33条1項)

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

20

例外規定(労基法33条)の通達

労働基準法の施行に関する件

昭和二二年九月一三日発基第一七号都道府県労働基準局長あて労働次官通達

- (一) 第一項は災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるから厳格に運用すべきものであつてその許可又は事後の承認は概ね次の基準によつて取り扱うこと。
- (1) 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
 - (2) 急病、ボイラーの爆発その他人命又は公益を保護するための必要は認めること。
 - (3) 事業の運営を不可能ならしめるやうな突発的な機械の故障の修理は認めるが通常予見される部分的な修理、定期的な手入は認めないこと。

救急患者と時間外労働上限規制・応召義務

時間外労働上限規制	応召義務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急患者の対応は病院の業務であり、「労働」として実施される ・ 病院は、勤務医に対し、時間外労働規制の上限を超える労働をさせてはならない ・ 「災害等」の例外規定(労基法33条)の適用は限定的 ・ 原則として、時間外労働の上限に達した医師は、これ以上の診療はできない(?) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間が上限に達し、例外規定にも該当しない場合、救急患者の診療は病院から禁止される ・ 上限を超過する「労働」は「法律上不可能」 ・ 「時間外労働の上限超過」は、応召義務を免除する「正当な事由」に該当する ・ 救急患者に対する診療を拒絶してもよい(?)

時間外労働上限規制と応召義務の調整が必要

ありがとうございました

弁護士 三谷和歌子



フェリス女学院高校、東京大学
法学部卒。
平成12年弁護士登録

太平洋セメント(株)社外監査役、
第一東京弁護士会総合法律研究
所医事法研究部会副部長、経
営法曹会議会員、日本医事法学
会会員

著書・発表等：

- 『病院・診療所経営の法律相談』（青林書院・編集代表）
- 「応招義務と「正当な事由」の判断基準の類型的検討」（日本医師会雑誌第145巻第8号2016.11・共著）
- 日本臨床外科学会第79回総会「学会特別企画・働き方改革—外科医のなり手が少なくなる中、解決策はあるのか？」（2017.11）
- 日本医事法学会第47回研究大会「個別報告・応招義務の解釈と「働き方改革」の導入」（2017.11）
等

田辺綜合法律事務所 TANABE & PARTNERS



連絡先

mitani@tanabe-partners.com

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル10階
TEL:03-3214-3811 FAX:03-3214-3810

<http://tanabe-partners.com/>